

株 主 各 位

(証券コード6445)
平成25年6月5日

東京都八王子市狭間町1463番地
蛇の目ミシン工業株式会社
代表取締役社長 眞壁 八郎

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成25年6月20日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階「宴」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第87期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.janome.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国やアジア地域において消費や設備投資が拡大するなど明るい兆しもみられましたが、欧州債務危機や米国財政問題で市場不安が広がるなか、景気下支え要因も乏しく減速基調で推移いたしました。

わが国経済におきましては、昨年12月以降、政権交代に伴う景気回復への期待感を背景とする円安・株高傾向が、輸出産業を中心に企業業績を後押ししたものの、雇用情勢は依然として厳しい状況が続くなど、消費意欲の底上げには至りませんでした。

このような中、当社グループにおきましては、新機種の投入や徹底した製造コストの削減による価格競争力の強化を図り、新規市場開拓と共に積極的な営業活動を行いました。

この結果、当期の総売上高は38,652百万円（前期比1,611百万円増）、営業利益は1,727百万円（前期比626百万円減）となり、事業再編損を営業外費用として計上したことにより、経常利益は455百万円（前期比1,646百万円減）、当期純利益は88百万円（前期比119百万円減）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

<家庭用機器事業>

海外ミシン市場におきましては、欧州債務危機によるギリシャやスペインなどでの失業率増大、消費低迷等に象徴されるように、世界全体で厳しい市場環境となりました。このような中、先進国市場におきましては販売子会社、代理店向けにJANOMEブランドの高級機種MemoryCraft9900、8900QCP及び8200QCPをはじめ、ElnaブランドではeXcellence760及びeXcellence730の発売を開始し、キルトなどを趣味として、家庭用ミシンを本格的に楽しむユーザー向けの需要喚起に努めました。また、ロシアやインドなど

の新興国市場でも引き続き積極的な販売促進策を実施した結果、海外ミシンの販売台数は188万台（前期比20万台増）となりました。また、売上高につきましては、第4四半期から急激な円安に推移したこともあり23,741百万円（前期比2,140百万円増）となりました。

国内ミシン市場におきましては、それぞれの販売チャンネルにあった商品を投入するとともに、キルトショーなどの各種イベントに積極的に参加し市場の活性化を図りましたが、大幅な市場価格の低下や主力の代理店販売が振るわなかったことから、台数は19万台（前期比3万台減）、売上高は6,219百万円（前期比382百万円減）となりました。

24時間風呂・整水器販売につきましては、買い換え需要を掘り起こして積極的に客先を訪問するなど営業活動に注力いたしましたが、売上高は1,379百万円（前期比38百万円減）となりました。

以上の結果、家庭用機器事業の売上高は31,341百万円（前期比1,720百万円増）、営業利益は1,216百万円（前期比600百万円減）となりました。

<産業機器事業>

産業機器事業におきましては、国内市場ならびに中国や東南アジアの新興国に重点をおき、携帯電話等の情報端末機器や自動車部品などの製造関連企業を中心に積極的な販売活動を展開いたしました。また、卓上ロボットの塗布・ねじ締め・基板分割などの各仕様ならびにエレクトロプレス仕様のユーザーごとにカスタマイズするなど、顧客の様々な要求にきめ細かな対応をとってまいりました。

ダイカスト鑄造関連事業につきましては、東日本大震災後の一時的な国内生産活動低下の影響も徐々に軽減し、自動車関連企業からの受注増等もあり順調に推移いたしました。

以上の結果、産業機器事業の売上高は4,744百万円（前期比182百万円増）、営業利益は498百万円（前期比45百万円減）となりました。

<その他事業>

ITソフトウェア・情報処理サービス、24時間風呂の据付・メンテナンスサービスなどに、不動産賃貸収入を加えたその他事業の売上高は2,566百万円（前期比291百万円減）となり、営業利益は45百万円（前期比17百万円増）となりました。

なお、当期の配当金につきましては、利益配分のための内部留保の蓄積ができておらず、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますたく存じます。

②設備投資等の状況

当社グループにおける当期の設備投資等の総額は、750百万円（前期比264百万円増）となりました。

その主なものは、東京工場及び子会社の生産設備機械費用、新機種に係る金型費用等によるものです。

なお、上記以外にソフトウェア等の無形固定資産を387百万円取得いたしております。

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第84期	第85期	第86期	第87期 (当期)
売 上 高 (百万円)	35,746	36,094	37,040	38,652
営 業 利 益 (百万円)	1,341	2,115	2,354	1,727
経 常 利 益 (百万円)	957	1,592	2,101	455
当 期 純 利 益 (百万円)	529	799	207	88
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	2.74	4.14	1.07	0.46
純 資 産 (百万円)	13,649	14,116	14,891	16,373
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	67.56	70.36	74.40	81.91
総 資 産 (百万円)	50,512	49,090	49,703	50,183

(注) 従来、連結会社間の棚卸資産の売買に係る未実現損益は、購入先における外貨建資産残高に売却元の利益率を乗じた外貨額を、決算時の為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より購入先での資産保有期間に基づいて計算した平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。第86期の財産及び損益の状況は、この変更について遡及適用した金額を記載しております。

(3)重要な子会社の状況

当社には連結子会社が19社ありますが、主なものは次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ジャノメ台湾(株)	NT\$ 300,000,000	100	ミシンの製造販売
ジャノメタイランド(株)	BAHT 88,000,000	65	ミシンの製造販売
ジャノメアメリカ(株)	US\$ 3,300,000	100	ミシンの販売
ジャノメカナダ(株)	CAN\$ 300,000	100	ミシンの販売
ジャノメUK(株)	£ 1,500,000	100	ミシンの販売
ジャノメヨーロッパ(株)	EUR 1,000,000	100	ミシンの販売
エルナスイス(株)	CHF 1,450,000	100	ミシンの販売
ジャノメオーストラリア(株)	A\$ 1,000,000	100	ミシンの販売
ジャノメダイカスト(株)	百万円 300	100	ダイカスト鑄造品等の製造販売
(株)ジャノメクレディア	百万円 150	97	ITソフトウェア・ 情報処理サービス
(株)ジャノメサービス	百万円 30	100	24時間風呂の据付・ メンテナンスサービス

(注) 当社の出資比率には間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

世界経済が目まぐるしく変化する近時、当社グループは、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくため、中期経営計画を策定し、収益力の高いグローバル企業を目指して、将来の成長事業に経営資源を集中する方針の下、主要な目標として次の3つを掲げ取り組んでまいります。

- (1) 低コスト体質の確立
- (2) 営業利益率10%の達成
- (3) 生産体制の強化

上記目標達成に向け、次の基本方針に基づき対応いたします。

① 成長が期待できる事業・市場へ経営資源を重点注力

ミシン事業は成長の要となる海外市場に重点を置き、産業機器事業とあわせ、両事業部門に経営資源を投入してまいります。

② 製造コスト、販売・管理コスト削減による収益基盤の再強化

グローバルな競争の激化が想定される中、ミシン生産に関わる生産管理・購買管理・生産技術業務機能を台湾の生産拠点に移管、一層のコストダウンに取り組んでまいります。また、部門間の重複業務の削減、不要業務の廃止などにより販売・管理コストの削減を推進します。

③ 開発力の強化、スピードアップの追求

開発方針を明確化し、開発テーマの絞込み、製品のシリーズ化、部品の共用化を推進するなど効率的な開発体制を構築します。

④ 将来に向けた生産体制の再構築

新興国向けミシン販売増加を見据え、タイにおける生産台数を現在の120万台から3年後150万台への生産体制を構築します。

(5) 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
家庭用機器事業	家庭用ミシン、ロックミシン他の製造販売、ミシン関連商品及び洋裁関連商品他の製造販売、24時間風呂の製造販売
産業機器事業	エレクトロプレス、卓上ロボット、スカラロボット、ダイカスト鋳造品他の製造販売
その他事業	ITソフトウェア・情報処理サービス、24時間風呂の据付・メンテナンスサービス、不動産賃貸他

(6) 主要な営業所及び工場 (平成25年3月31日現在)

当 社	本 社 (東京工場)	東京都八王子市狭間町1463番地
	主 要 な 店 支	西東京支店・八王子支店・千葉支店・仙台支店・富山支店・名古屋支店・大阪支店・岡山支店・福岡支店 (全国合計97店)
子 会 社	海 外	ジャノメ台湾株式会社 (台湾) ジャノメタイランド株式会社 (タイ) ジャノメアメリカ株式会社 (アメリカ) ジャノメカナダ株式会社 (カナダ) ジャノメUK株式会社 (イギリス) ジャノメヨーロッパ株式会社 (オランダ) エルナスイス株式会社 (スイス) ジャノメオーストラリア株式会社 (オーストラリア)
	国 内	ジャノメダイカスト株式会社 (本社) 山梨県都留市 株式会社ジャノメクレディア (本社) 東京都江東区 株式会社ジャノメサービス (本社) 東京都八王子市

(7) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,262名	306名増

(注) 従業員数は、嘱託社員などを含む全従業員数であり、うち正社員は3,771名であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
999名	45名減	46.0歳	15.2年

(注) 1. 従業員数は、営業社員及び嘱託社員などを含む全従業員数としております。
2. 平均年齢・平均勤続年数は、嘱託社員などを含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	5,073
三井住友信託銀行株式会社	4,573
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,600
株式会社三井住友銀行	2,705

(注) 上記は、借入金残高1,000百万円以上の借入先であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

①発行可能株式総数 360,000,000株

②発行済株式の総数 195,214,448株

③株主数 17,872名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
大栄不動産株式会社	15,374	7.95
株式会社りそな銀行	7,587	3.92
蛇の目従業員持株会	4,666	2.41
日本証券金融株式会社	3,574	1.84
株式会社埼玉りそな銀行	3,432	1.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,131	1.10
蛇の目協力会持株会	2,043	1.05
むさし証券株式会社	2,007	1.03
不二サッシ株式会社	2,000	1.03
株式会社SBI証券	1,968	1.01

（注）持株比率は自己株式（1,893,667株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	眞 壁 八 郎	
代表取締役副社長	関 建 吾	内部監査室担当
専 務 取 締 役	佐 野 康 郎	品質保証部、環境管理推進室、研究開発本部担当
常 務 取 締 役	長 谷 峰 光	家庭用機器営業本部長
常 務 取 締 役	高 梨 真 人	産業機器営業本部担当、生産管理本部長、 ジャノメ台湾株式会社董事長
取 締 役	大 場 道 夫	経営企画本部長
常 勤 監 査 役	村 山 義 晴	
常 勤 監 査 役	天 野 修 一	
監 査 役	中 澤 真 二	中澤公認会計士事務所
監 査 役	桜 井 隆	
監 査 役	田 中 敬 三	田中法律事務所

- (注) 1. 監査役 中澤真二氏、桜井隆氏、田中敬三氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 中澤真二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する知見を有しております。なお、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。
3. 監査役 田中敬三氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 平成25年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新 役 職 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	旧 役 職 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
長 谷 峰 光	家庭用機器国内営業本部、 家庭用機器国際営業本部、 ソーイングソフト部担当	家庭用機器営業本部長

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役	6	118
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	41 (11)
合 計	11	160

③社外監査役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
中 澤 真 二	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、また、監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
桜 井 隆	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、また、監査役会14回すべてに出席し、主に企業法務及び財務に関する幅広い見識から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
田 中 敬 三	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、また、監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合、解任または不再任とする方針であります。

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループでは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正化、財務報告の信頼性を確保するとともに、関係法令・定款等を遵守する経営を実現してまいります。

そのため、以下の内部統制に向けた管理体制を確立しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保

イ) コンプライアンス委員会、PL（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会を設置し、社外からのメンバーを加え迅速かつ効率的な運営を行い、定期的に常務会に報告しております。なお、重大案件につきましては、適宜、取締役会・監査役会に報告しております。

- ・コンプライアンス委員会
代表取締役を委員長に、取締役、執行役員で構成し、コンプライアンスに関する重要案件を審議します。
 - ・PL委員会
取締役を委員長に、関連部門の責任者で構成し、製品に関する安全性等について毎月審議します。
 - ・内部通報委員会
代表取締役を委員長に、社外弁護士を含む委員で構成し、内部通報を受けた場合は、すみやかに審議を行い、社内規定に基づいて厳格に対処します。
 - ・個人情報管理委員会
取締役を委員長に、部長職を委員に社内横断的メンバーで構成し、社内規定に基づき、個人情報保護計画を策定するとともに、監査、社内研修等を実施します。万一、個人情報の漏洩あるいはそのおそれが生じた場合は、すみやかに厳正なる対応を行います。
 - ・リスク管理委員会
代表取締役社長を委員長に、部長職以上で構成し、リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理計画の企画、立案、ならびにリスク管理調査を行い、対策等について審議します。
- ロ) グループ全体の経営の適正化をより推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的で開催し、グループ各社の業務執行に関する情報交換及びコンプライアンス経営についての意思統一を図っております。また、海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、情報の共有化と業務の適正化を図っております。

②取締役の職務執行の効率性の確保

- イ) 取締役会（原則月1回開催）において、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- ロ) 取締役会の下に、常務会（原則月2回開催）を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定しております。
- ハ) 執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議（毎月開催）において、各部門における諸課題について、十分な検討・協議等を行っております。

③損失の危険の管理

- イ) リスク管理規定を定め、会社全体のリスク管理を行っております。
- ロ) 社内稟議規定に定める稟議決裁手続きにより、代表取締役社長または担当役員の決裁を得たうえで、業務を執行しております。
- ハ) 与信管理規定、資産に関するリスク管理規定等に基づき、取引先等に対する厳格な与信管理・リスク管理を実施し、重要事項は、適宜、常務会に報告しております。

④監査役への報告体制及び監査役の監査の実効性の確保

- イ) 監査役のうち半数以上につきましては、当社と利害関係を持たない社外監査役で構成し、監査役会（原則月1回開催）等を通じて、厳正な監査を行っております。
- ロ) 監査役は、取締役会ならびに常務会等重要な会議に出席し、適宜、必要な意見を述べるとともに、取締役より説明、報告を求め業務が適正に執行されていることを監査しております。
- ハ) 監査役の求めに応じて、取締役、執行役員ならびに使用人等は、自らの職務内容等について詳細な報告を行っております。

⑤取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

取締役会議事録、稟議書、契約書をはじめ、対外書類等職務執行に関する文書については、関係法令及び社内規定に基づき適正に保存・管理しております。

⑥反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切関係を持たず、組織的に毅然と対応いたします。総務部を担当部署とし、反社会的勢力について情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関等との連携強化に努め、各種研修への積極的な参加等により社内啓発活動に努めます。反社会的勢力による接触、不当要求、または妨害行為が発生した場合は、速やかに警察、顧問弁護士等と協議のうえ組織的に法的な対応を行ってまいります。

本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,170	流 動 負 債	15,987
現金及び預金	5,580	支払手形及び買掛金	2,861
受取手形及び売掛金	6,183	短期借入金	10,243
商品及び製品	4,602	未払法人税等	272
仕掛品	501	賞与引当金	417
原材料及び貯蔵品	2,598	事業再編引当金	92
繰延税金資産	495	その他の	2,100
その他	354	固 定 負 債	17,822
貸倒引当金	△146	長期借入金	8,119
固 定 資 産	30,012	再評価に係る繰延税金負債	4,420
有形固定資産	24,683	退職給付引当金	4,572
建物及び構築物	6,216	その他の	711
機械装置及び運搬具	965	負 債 合 計	33,810
土地	15,878	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	602	株 主 資 本	10,024
その他	1,020	資 本 金	11,372
無形固定資産	1,882	資本剰余金	823
のれん	505	利益剰余金	△1,846
その他	1,376	自己株式	△324
投資その他の資産	3,446	その他の包括利益累計額	5,810
投資有価証券	1,612	その他有価証券評価差額金	131
繰延税金資産	1,404	繰延ヘッジ損益	△7
その他	503	土地再評価差額金	6,572
貸倒引当金	△74	為替換算調整勘定	△885
資 産 合 計	50,183	少 数 株 主 持 分	537
		純 資 産 合 計	16,373
		負 債 純 資 産 合 計	50,183

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		38,652
売上原価		23,436
売上総利益		15,215
販売費及び一般管理費		13,487
営業利益		1,727
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	22	
貸倒引当金戻入額	46	
雑収入	105	194
営業外費用		
支払利息	380	
為替差損	280	
事業再編損	690	
雑損	116	1,466
経常利益		455
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産除売却損	13	
投資有価証券評価損	10	24
税金等調整前当期純利益		434
法人税、住民税及び事業税	543	
法人税等調整額	△159	384
少数株主損益調整前当期純利益		49
少数株主損失		△38
当期純利益		88

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	11,372	823	△1,969	△325	9,901
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	35	—	35
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	11,372	823	△1,934	△325	9,936
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益			88		88
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△0	0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	88	0	88
当 期 末 残 高	11,372	823	△1,846	△324	10,024

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	その他の包 括利益累計 額 合 計		
当 期 首 残 高	15	△12	6,572	△2,128	4,446	507	14,855
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	35
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	15	△12	6,572	△2,128	4,446	507	14,891
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
当 期 純 利 益							88
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	116	4	—	1,243	1,364	29	1,393
連結会計年度中の変動額合計	116	4	—	1,243	1,364	29	1,481
当 期 末 残 高	131	△7	6,572	△885	5,810	537	16,373

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

ジャノメ台湾(株)、ジャノメタイランド(株)、ジャノメアメリカ(株)、ジャノメカナダ(株)、ジャノメUK(株)、ジャノメヨーロッパ(株)、エルナスイス(株)、ジャノメオーストラリア(株)、ジャノメダイカスト(株)、(株)ジャノメクレディア、(株)ジャノメサービス

非連結子会社の名称等

エルナドイツ(有)、エルナフランス(有)、ジャノメメキシコサービス(有)、JIE上海(有)、ジャノメブラジル(有)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 連結子会社の決算日等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 事業再編引当金

事業再編に伴う費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積り額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

④重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 会計方針の変更に関する注記

(未実現損益の消去方法の変更)

従来、連結会社間の棚卸資産の売買に係る未実現損益は、購入先における外貨建資産残高に売却元の利益率を乗じた外貨額を、決算時の為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より購入先での資産保有期間に基づいて計算した平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。

この変更は、当社グループの海外における売上高の割合が増加したことにより、海外子会社の在庫の重要性が増したことから、また、当連結会計年度における為替相場の変動による影響が大きくなったことから、未実現損益をより適切に連結計算書類に反映させるためのものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は35百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	600百万円
受取手形及び売掛金	437百万円
商品及び製品	232百万円
建物及び構築物	5,620百万円
土地	15,221百万円
投資有価証券	440百万円
計	22,552百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	8,630百万円
長期借入金	7,669百万円
割賦販売法に基づく前受業 務保証金供託委託	2,740百万円
計	19,040百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,976百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

事業再編損

当社は、中期経営計画に基づき、訪問販売事業の縮小による国内支店網の再構築を進めており、その一環として、前払式割賦販売業務の廃止を前提とした月掛予約契約の解消を図っております。

当連結会計年度において、当該解消作業の本格的実施の結果、解約及び返金が促進され、主として返金費用が当初見込みよりも増加したことから、690百万円を営業外費用に計上しております。なお、当連結会計年度末以降に支払見込である92百万円は事業再編引当金として流動負債に計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	195,214千株	－千株	－千株	195,214千株
合計	195,214千株	－千株	－千株	195,214千株
自己株式				
普通株式 (注)	1,893千株	1千株	0千株	1,893千株
合計	1,893千株	1千株	0千株	1,893千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であり、減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものであります。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 81円91銭
(2) 1株当たり当期純利益 0円46銭

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差 額
①現金及び預金	5,580百万円	5,580百万円	－百万円
②受取手形及び売掛金	6,183	6,183	－
③投資有価証券 その他有価証券	481	481	－
④支払手形及び買掛金	(2,861)	(2,861)	－
⑤短期借入金	(10,243)	(10,251)	8
⑥未払法人税等	(272)	(272)	－
⑦長期借入金	(8,119)	(8,169)	50
⑧デリバティブ取引	(86)	(86)	－

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤短期借入金、⑦長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は取引銀行から提示された価格によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式及び非連結子会社株式(連結貸借対照表計上額1,130百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額	時	価
4,034百万円		3,242百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、公示価格を主たる評価基準として算出しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,068	流動負債	15,357
現金及び預金	3,380	支払手形	167
受取手形	464	買掛金	5,633
売掛金	4,538	短期借入金	8,073
商品及び製品	831	未払金	143
原材料	1,154	未払費用	513
仕掛品	82	未払法人税等	99
貯蔵品	30	前受金	175
前払費用	55	預り金	168
繰延税金資産	302	賞与引当金	263
短期貸付金	159	事業再編引当金	92
その他の貸倒引当金	78	その他	26
	△10	固定負債	15,683
固定資産	32,453	長期借入金	7,958
有形固定資産	21,240	再評価に係る繰延税金負債	4,420
建物	5,026	退職給付引当金	2,676
構築物	141	未払功労金	384
機械及び装置	53	預り保証金	146
車輛及び運搬具	1	その他	96
工具器具及び備品	389	負債合計	31,040
土地	15,268	(純資産の部)	
建設仮勘定	358	株主資本	5,789
無形固定資産	1,137	資本金	11,372
借地借家権	390	資本剰余金	823
その他の資産	747	資本準備金	823
投資その他の資産	10,076	利益剰余金	△6,081
投資有価証券	1,282	利益準備金	39
関係会社株式	7,737	その他利益剰余金	△6,120
長期貸付金	8	繰越利益剰余金	△6,120
固定化営業債権	74	自己株式	△324
長期差入保証金	91	評価・換算差額等	6,692
繰延税金資産	814	その他有価証券評価差額金	127
その他の貸倒引当金	140	繰延ヘッジ損益	△7
	△74	土地再評価差額金	6,572
資産合計	43,522	純資産合計	12,482
		負債純資産合計	43,522

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		30,929
売 上 原 価		21,791
売 上 総 利 益		9,137
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,536
営 業 利 益		600
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	491	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	46	
雑 収 入	50	592
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	315	
為 替 差 損	332	
事 業 再 編 損	690	
雑 損	106	1,444
経 常 損 失		250
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	10	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	21
税 引 前 当 期 純 損 失		272
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	127	
法 人 税 等 調 整 額	△108	19
当 期 純 損 失		291

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計 合
		資 本 準備金	資 本 剰余金 計	利 益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利 益 剰余金 計		
当 期 首 残 高	11,372	823	823	39	△5,828	△5,789	△325	6,081
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
当 期 純 損 失					△291	△291		△291
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					△0	△0	0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△291	△291	0	△291
当 期 末 残 高	11,372	823	823	39	△6,120	△6,081	△324	5,789

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	14	△12	6,572	6,573	12,655
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 損 失					△291
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)	113	4	-	118	118
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	113	4	-	118	△173
当 期 末 残 高	127	△7	6,572	6,692	12,482

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③事業再編引当金

事業再編に伴う費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積り額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしたものについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

③ヘッジ方針

ヘッジ対象…借入金の利息

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	600百万円
受取手形	238百万円
建物	4,905百万円
構築物	141百万円
土地	15,099百万円
投資有価証券	440百万円
計	21,425百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	7,973百万円
長期借入金	7,658百万円
割賦販売法に基づく前受業	
務保証金供託委託	2,740百万円
計	18,371百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,635百万円

- (3) 偶発債務
 関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。
 ジャノメダイカスト株式会社 62百万円
- (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ①短期金銭債権 2,300百万円
 - ②短期金銭債務 5,120百万円
 - ③長期金銭債務 1百万円
- (5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格を主たる評価基準として算出しております。
 - ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
 - ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
 Δ 4,323百万円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ①売上高 8,394百万円
 - ②仕入高 18,381百万円
 - ③営業取引以外の取引高 486百万円

(2) 事業再編損

当社は、中期経営計画に基づき、訪問販売事業の縮小による国内支店網の再構築を進めており、その一環として、前払式割賦販売業務の廃止を前提とした月掛予約契約の解消を図っております。

当事業年度において、当該解消作業の本格的実施の結果、解約及び返金が促進され、主として返金費用が当初見込みよりも増加したことから、690百万円を営業外費用に計上しております。なお、当事業年度末以降に支払見込である92百万円は事業再編引当金として流動負債に計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,893千株	1千株	0千株	1,893千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であり、減少は、単元未満株式の買増請求による売渡しによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	99百万円
退職給付引当金	973百万円
繰越欠損金	1,578百万円
その他	428百万円
繰延税金資産小計	3,079百万円
評価性引当額	△1,907百万円
繰延税金資産合計	1,171百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△55百万円
繰延税金負債合計	△55百万円
繰延税金資産の純額	1,116百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産としてコンピュータ等事務用機器があります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	64円57銭
(2) 1株当たり当期純損失	1円51銭

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

蛇の目ミシン工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯浅信好 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市瀬俊司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、蛇の目ミシン工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、蛇の目ミシン工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

蛇の目ミシン工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯浅信好 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 市瀬俊司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、蛇の目ミシン工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

蛇の目マシン工業株式会社 監 査 役 会

常勤監査役	村山	義晴	Ⓜ
常勤監査役	天野	修一	Ⓜ
社外監査役	中澤	真二	Ⓜ
社外監査役	桜井	隆	Ⓜ
社外監査役	田中	敬三	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みが必要であると考えており、平成25年5月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、その取組みの一つとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）

（内容については第3号議案「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件」をご参照ください。）の導入について、株主の皆様の意思を反映させるため、本総会にお諮りすることを決議いたしました。その根拠規定を定款第16条に新設するものであります。

また、現在の当社の発行可能株式総数は3億6,000万株であり、現在の発行済株式総数は1億9,521万4,448株に達しておりますので、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入に係る基本方針において予定されている対抗措置の発動の実効性を確保するために、定款第5条の発行可能株式総数を4億5,000万株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
（発行可能株式総数および単元株式数） 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>3億6,000</u> 万株とする。 当社の単元株式数は1,000株とす る。	（発行可能株式総数および単元株式数） 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>4億5,000</u> 万株とする。 当社の単元株式数は1,000株とす る。

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="374 155 601 182">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="250 238 387 266">(新 設)</p> <p data-bbox="232 1078 622 1105">第16条～第40条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="908 155 1135 182">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="783 238 954 266"><u>(買収防衛策)</u></p> <p data-bbox="768 284 1271 904"> <u>第16条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項（当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。</u> </p> <p data-bbox="768 999 1049 1026">—以下条数繰り下げ—</p> <p data-bbox="768 1078 1185 1105">第17条～第41条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	眞壁八郎 (昭和22年1月4日生)	昭和44年 4月 当社入社 平成15年 6月 当社取締役 平成19年 6月 当社常務取締役 平成20年 6月 当社代表取締役副社長 平成21年 6月 当社代表取締役社長（現任）	455,000株
2	大場道夫 (昭和26年3月29日生)	昭和51年 4月 当社入社 平成20年 4月 当社執行役員 平成22年 4月 当社常務執行役員 平成23年 6月 当社取締役経営企画本部長（現任）	121,000株
3	石水寛治 (昭和27年10月27日生)	昭和50年 4月 株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成10年 7月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）市場業務管理室長 平成15年 4月 株式会社埼玉りそな銀行市場業務管理室長 平成17年10月 りそなビジネスサービス株式会社執行役員 平成21年 6月 同社常務執行役員 平成25年 6月 当社顧問（現任）	0株
4	河島正司 (昭和29年1月29日生)	昭和51年 4月 当社入社 平成21年 4月 当社執行役員 平成24年 4月 当社常務執行役員（現任） 平成25年 4月 当社家庭用機器国際営業本部長（現任）	53,000株
5	喜多村昌幸 (昭和28年2月16日生)	昭和52年 4月 当社入社 平成19年 4月 当社執行役員 平成25年 4月 当社常務執行役員（現任） <重要な兼職の状況> ジャノメ台湾株式会社総経理	136,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

第1号議案「定款一部変更の件」に記載のとおり、当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本総会にて、株主の皆様より承認、可決されることを条件に、下記内容の当社株券等（下記Ⅲ 2.(3) ①で定義されます。）の大量買付行為（下記Ⅲ 2.(3) ①で定義されます。）への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

そこで、本議案は、本プランについて株主の皆様の意思を反映させるため、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認、可決されることを条件として、承認可決後の当社定款第16条に基づき、本プラン導入のご承認をお願いするものであります。

記

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの

等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上に資する取組み

当社は、大正10年に創業し、日本国内で初めてミシンの国産化を成し遂げて以来、「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指す」「常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会、文化の向上に貢献する」という企業理念に基づき、企業価値の向上に取り組んでおります。

昭和39年には蛇の目ミシン技術研究所を設立、昭和54年には国産初のコンピュータミシンを発売したのをはじめ、常に家庭用ミシン業界のリーダー的存在として、製品開発力、技術力を生かした新製品を提供してまいりました。さらに平成2年には24時間風呂「湯名人」シリーズを発売、優れた技術と製品の利便性の高さから、お客様の支持を得て、同市場では高いシェアを維持しております。さらに家庭用ミシンの生産で培った先進技術をベースに、「卓上ロボット」「エレクトロプレス」などの産業用機器を開発、携帯電話等の情報端末機器や自動車関連企業など生産現場の省力化と高度な品質管理が求められる企業に向けて、積極的に販売活動を展開しております。企業の生産拠点が海外へシフトしている状況に対応すべく、各拠点の販売・サービス体制の拡充にも注力しております。

当社グループの企業価値の源泉は①技術力と経験、②マーケティングと開発力、③ブランド、④販売力、⑤人材等にあると考えています。

具体的には、第一に、90年以上の歴史を通じて蓄積してまいりました技術と経験を生かして、多くの製品群を提供、その高いクオリティは100カ国を超える世界のお客様から「品質のJANOME」として、高い評価をいただいております。

第二に、世界各地域の市場から効率的なマーケティングにより得た情報をもとに、お客様のニーズに応える魅力的な製品を開発、提供しております。

第三に、90年以上にわたる歴史と高い技術力に支えられた「JANOME」ブランドは、家庭用ミシンにおけるトップブランドとして世界中のお客様から信頼をいただいております。さらに、産業機器においても「JANOME」ブランドは認知度を高めつつあり、企業価値の源泉と位置付けております。

第四に、当社グループは、国内においては直営支店において、ミシンをはじめとする家庭用機器を直接お客様に販売するとともに、代理店、量販店等を通じて、堅固な販売網を築いてまいりました。また、海外では、欧米中心に販売子会社を配するとともに、新興国中心に本社から直接現地代理店等への販売を行っております。長年にわたり築き上げた販売網及び取引先との信頼関係は、今日のJANOMEの礎となっております。

第五に、これまで述べました「技術力・経験」、「開発力」、「ブランド」、「販売力」を具体的に担う人材群は、当社グループの企業価値の源泉と考えます。

当社は引き続きグローバルシェア拡大を図るとともに、お客様をはじめ株主の皆様にとってかけがえのない企業を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

2. 中期的な経営課題への取組み

世界経済が目まぐるしく変化する近時、当社グループは、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくため、中期経営計画を策定し、収益力の高いグローバル企業を目指して、将来の成長事業に経営資源を集中する方針の下、主要な目標として次の3つを掲げ取り組んでまいります。

- (1) 低コスト体質の確立
- (2) 営業利益率10%の達成
- (3) 生産体制の強化

上記目標達成に向け、次の基本方針に基づき対応いたします。

① 成長が期待できる事業・市場へ経営資源を重点注力

ミシン事業は成長の要となる海外市場に重点を置き、産業機器事業とあわせ、両事業部門に経営資源を投入してまいります。

② 製造コスト、販売・管理コスト削減による収益基盤の再強化

グローバルな競争の激化が想定される中、ミシン生産に関わる生産管理・購買管理・生産技術業務機能を台湾の生産拠点に移管、一層のコストダウンに取り組んでまいります。また、部門間の重複業務の削減、不要業務の廃止などにより販売・管理コストの削減を推進します。

③ 開発力の強化、スピードアップの追求

開発方針を明確化し、開発テーマの絞込み、製品のシリーズ化、部品の共用化を推進するなど効率的な開発体制を構築します。

④ 将来に向けた生産体制の再構築

新興国向けミシン販売増加を見据え、タイにおける生産台数を現在の120万台から3年後150万台への生産体制を構築します。

3. コーポレート・ガバナンス体制の徹底

当社及び当社グループでは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正化、財務報告の信頼性を確保する体制を構築しています。

取締役会においては、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。取締役会の下には、常務会を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定しております。各部門における諸課題につきましては、執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議において、十分な検討・協議等を行っております。また、グループ全体の経営の適正化をより推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的で開催し、グループ各社の業務執行に関する情報交換及びコンプライアンス経営についての意思統一を図っております。海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、情報の共有化と業務の適正化を図っております。

監査役監査につきましては、監査役5名のうち3名を当社と利害関係を持たない独立性の高い社外監査役で構成しております。そのうち1名は公認会計士、1名は弁護士を選任しており、監査役会等を通じて、厳正な監査を行っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、適時、相互連絡を行い、情報の共有化・連携を図っております。

その他、コンプライアンス委員会、P L（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に必要な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2.(3)①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることとなります。

(2) 本プラン導入の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由取引いただいています。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを導入することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、平成25年3月31日現在の当社の大株主の状況等は、別紙1のとおりとなっております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主

共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

（2）本プランの導入手続－本総会における承認

本プランの導入については、株主の皆様の意思を反映するため、本総会における決議により、以下の点につきご承認いただくことを条件とします。

- a. 別紙2「定款変更案（新設）」のとおり、当社定款第16条に、「当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項（当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。」旨の規定を新設すること
- b. 上記aによる変更後の当社定款第16条の規定に基づき、本プランを導入すること

（3）本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当社の株券等⁵の公開買付者⁶が所有⁷し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者⁸が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁹の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け若しくはこれらに類似する行為又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの情報開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ (<http://www.janome.co.jp>) に本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する

書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定めた上で、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、ならびに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）

- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期及び終期について、速やかに大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様

に情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

独立委員会が取締役会評価期間内に勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後又は下記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には当該株主総会の終了後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、

独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン導入時の独立委員会の委員には、中澤真二氏、田中敬三氏及び秋山秀次郎氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙4「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動を判断するに当たっての手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥iiiに定めるとおり、下記⑥iiの場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うに当たり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

⑥対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要か

つ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又はそのおそれがある場合

iii. 株主総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記⑥ ii の場合で、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の発動又は不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様に情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には当該株主総会の終了後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は中止に関する決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様へ情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙5「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権

者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から平成28年6月開催予定の平成28年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成25年5月10日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

また、平成28年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続若しくは更新の可否又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手續により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済

的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をする場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様へ情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の状態の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の状態の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、導入に当たり株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として導入されます。上記Ⅲ 2.(2)に記載のとおり、本総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは導入されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記Ⅲ 2.(3) ⑥ iii 記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することとしております。したがって、本プランに基づく対抗措置の発動に関しても株主の皆様意思が反映されることとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記Ⅲ 2.(3) ④に記載のとおり、本プランの導入に当たり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記Ⅲ 2.(3) ③及び⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2.(5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

以 上

(別紙1)

大株主の状況等（平成25年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 360,000,000株
2. 発行済株式総数 195,214,448株（自己株式1,893,667株を含む。）
3. 株主数 17,872名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
大栄不動産株式会社	15,374	7.87
株式会社りそな銀行	7,587	3.88
蛇の目従業員持株会	4,666	2.39
日本証券金融株式会社	3,574	1.83
株式会社埼玉りそな銀行	3,432	1.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,131	1.09
蛇の目協力会持株会	2,043	1.04
むさし証券株式会社	2,007	1.02
不二サッシ株式会社	2,000	1.02
株式会社SBI証券	1,968	1.00

(別紙2)

定款変更案（新設）

第16条（買収防衛策）

当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項（当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。

(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

中澤 真二 (なかざわ しんじ)

【略歴】

昭和25年生

昭和57年 公認会計士登録

平成元年 中澤公認会計士事務所開所 (現)

平成元年 税理士登録

平成13年 当社非常勤監査役 (現)

田中 敬三 (たなか けいぞう)

【略歴】

昭和35年生

平成6年 弁護士登録

平成9年 東京テミス法律事務所入所

平成12年 国際航業株式会社監査役

平成13年 田中法律事務所開所 (現)

平成19年 国際航業株式会社監査役退任

平成23年 当社非常勤監査役 (現)

秋山 秀次郎 (あきやま ひでじろう)

【略歴】

昭和24年生

平成12年 サンケン電気株式会社入社、同社取締役就任

平成17年 同社取締役上席執行役員就任

平成19年 同社取締役常務執行役員就任

平成21年 同社取締役専務執行役員就任

平成23年 同社取締役退任

平成24年 埼玉県産業振興公社理事長 (現)

上記の各委員就任予定者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(別紙4)

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動等に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

- ① 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
- ② 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役等の一定範囲の親族でない者
- ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役等となったことがない者
- ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役等でない者
- ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
- ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）

2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

3 委員の任期は、第1項第2文に定める契約に別段の定めがない限り、平成25年3月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成28年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員

会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動又は不発動
- ③ 対抗措置の発動について株主の意思を確認する株主総会を開催すべきか否か
- ④ 対抗措置の中止
- ⑤ ①ないし④のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑥ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑦ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

(別紙5)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予

約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額
無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為の結果、

I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

II 当社の株券等の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、

金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- i. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社

取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
12. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。
16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券

業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。) 上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

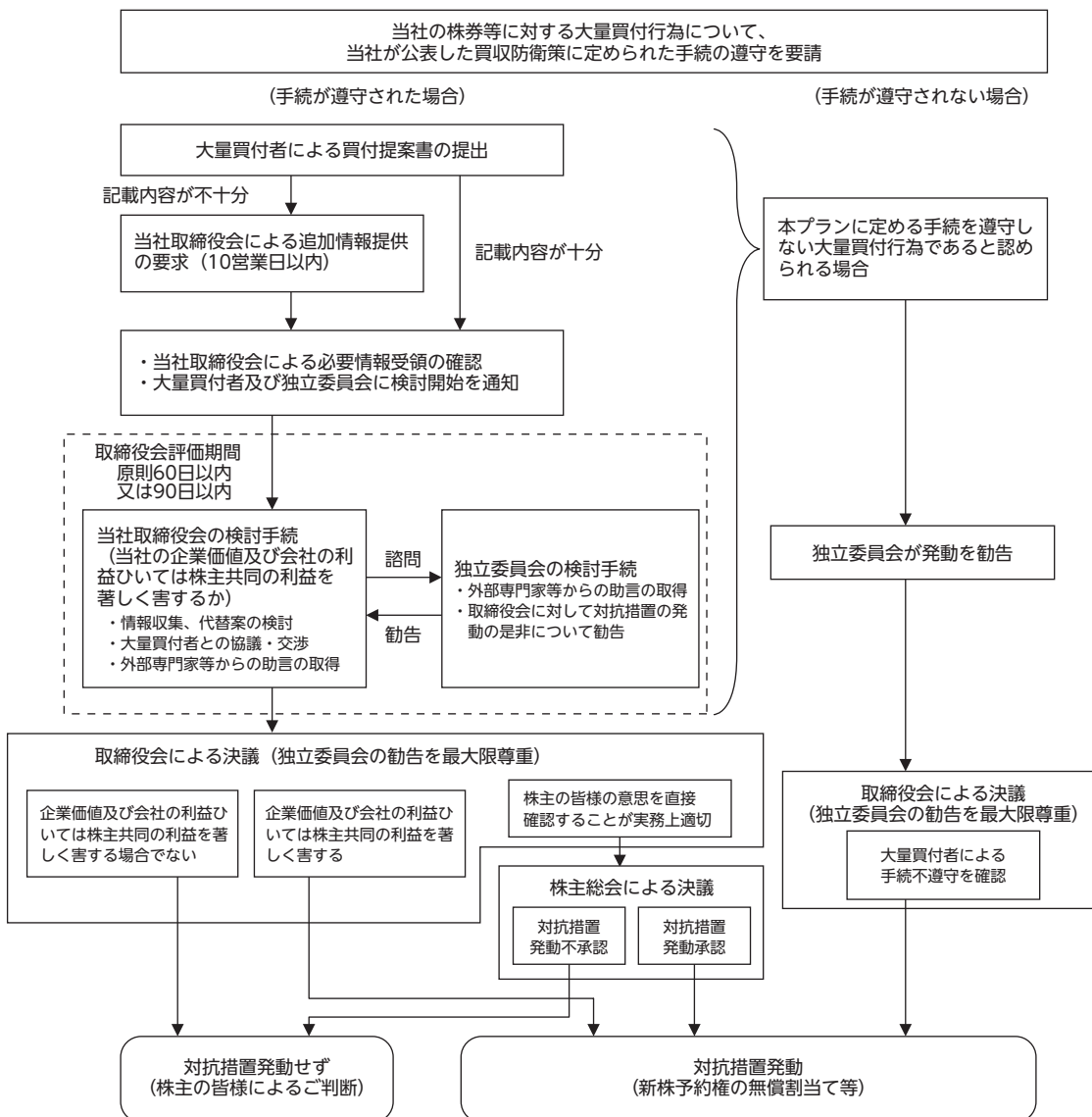
17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

(ご参考) 大量買付行為開始時のフローチャート

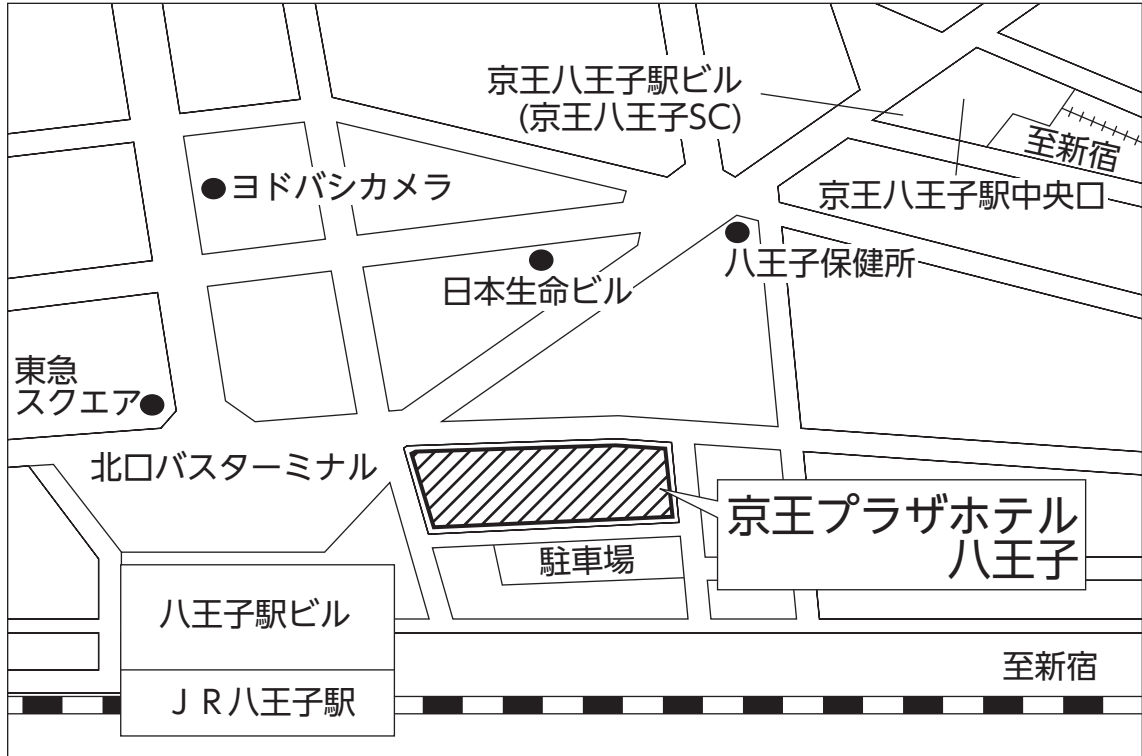


(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階「宴」
電 話 042(656)3111



交通手段

- [JR線]
JR八王子駅北口前
- [京王線]
京王八王子駅中央口より徒歩3分